

議案第93号

朝来市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月27日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

新たな行政課題に対応し、及び行政運営の効率的かつ効果的な推進に向けて組織の見直しを行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市行政組織条例の一部を改正する条例

朝来市行政組織条例（平成17年朝来市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公室、室及び部（以下「部」という。）」を「部」に、

「市長公室	「企画総務部
危機管理室	危機管理部
まちづくり協働部	まちづくり協働部
市民生活部	市民生活部
健康福祉部	健康福祉部
産業振興部	産業振興部
都市整備部	」を 都市整備部
	上下水道部
	」に改める。

第2条市長公室の項第7号中「交通安全に関すること」を「交通政策に関すること（交通安全に関することを除く。）」に改め、同項第14号中「情報施策の企画及び総合調整」を「行政のデジタル化」に改め、同項を企画総務部の項とする。

第2条危機管理室の項に次の1号を加え、同項を危機管理部の項とする。

(3) 交通安全に関すること。

第2条まちづくり協働部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 移住及び定住に関すること。

第2条市民生活部の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 多文化共生に関すること。

第2条健康福祉部の項中「健康」を「健幸づくり」に改める。

第2条都市整備部の項中第6号及び第7号を削る。

第2条都市整備部の項の次に次の1項を加える。

上下水道部

(1) し尿処理に関すること。

(2) 浄化槽に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(朝来市報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 朝来市報酬等審議会条例（平成17年朝来市条例第40号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「市長公室」を「企画総務部」に改める。  
(朝来市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)
- 3 朝来市予防接種健康被害調査委員会条例（平成17年朝来市条例第42号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「地域医療・健康課」を「健幸づくり推進課」に改める。

(朝来市消防団審議会条例の一部改正)

- 4 朝来市消防団審議会条例（平成17年朝来市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条中「危機管理室」を「危機管理部」に改める。

(朝来市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1	理事の職務
2	技監の職務
3	危機管理監の職務
4	統括部長の職務
5	部長の職務又は部長の職務に相当する職務
6	会計管理者の職務
7	委員会等の事務局の事務局長の職務

「

1	理事の職務
2	技監の職務
3	統括部長の職務
4	部長の職務又は部長の職務に相当する職務
5	会計管理者の職務
6	委員会等の事務局の事務局長の職務

」を

」に改める。

(朝来市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

- 6 朝来市公営企業の設置等に関する条例（平成17年朝来市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「都市整備部」を「上下水道部」に改める。

(朝来市行財政改革推進委員会条例の一部改正)

- 7 朝来市行財政改革推進委員会条例（平成17年朝来市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市長公室」を「企画総務部」に改める。

(朝来市総合計画審議会条例の一部改正)

- 8 朝来市総合計画審議会条例（平成17年朝来市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市長公室」を「企画総務部」に改める。

(朝来市下水道事業審議会条例の一部改正)

- 9 朝来市下水道事業審議会条例（平成19年朝来市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市整備部」を「上下水道部」に改める。

(朝来市水道事業審議会条例の一部改正)

- 10 朝来市水道事業審議会条例（平成20年朝来市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市整備部」を「上下水道部」に改める。

(朝来市景観審議会条例の一部改正)

- 11 朝来市景観審議会条例（平成25年朝来市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市開発課」を「都市政策課」に改める。

(朝来市いじめ問題対応委員会及び朝来市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)

- 12 朝来市いじめ問題対応委員会及び朝来市いじめ問題再調査委員会条例（平成28年朝来市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条中「市長公室」を「企画総務部」に改める。

(朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例の一部改正)

- 13 朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例（平成29年朝来市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第19条中「都市開発課」を「都市政策課」に改める。

(朝来市公共交通会議条例の一部改正)

- 14 朝来市公共交通会議条例（平成30年朝来市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市長公室」を「企画総務部」に改める。

議案第93号資料

朝来市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>公室、室及び部（以下「部」という。）</u>を置く。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p><u>危機管理室</u></p> <p><u>まちづくり協働部</u></p> <p><u>市民生活部</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>産業振興部</u></p> <p><u>都市整備部</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>部</u>を置く。</p> <p><u>企画総務部</u></p> <p><u>危機管理部</u></p> <p><u>まちづくり協働部</u></p> <p><u>市民生活部</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>産業振興部</u></p> <p><u>都市整備部</u></p> <p><u>上下水道部</u></p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p>(1) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(2) 市行政施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(3) 市政の総合計画及び新市建設計画に関すること。</p> <p>(4) 統計に関すること。</p> <p>(5) 行財政改革に関すること。</p> <p>(6) 人口政策に関すること。</p> <p>(7) <u>交通安全に関すること</u>。</p> <p>(8) 情報公開及び保護に関すること。</p> <p>(9) 市議会の招集及び市の行政一般に関すること。</p> <p>(10) 文書及び例規に関すること。</p> <p>(11) 職員に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>企画総務部</u></p> <p>(1) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(2) 市行政施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(3) 市政の総合計画及び新市建設計画に関すること。</p> <p>(4) 統計に関すること。</p> <p>(5) 行財政改革に関すること。</p> <p>(6) 人口政策に関すること。</p> <p>(7) <u>交通政策に関すること（交通安全に関することを除く。）</u>。</p> <p>(8) 情報公開及び保護に関すること。</p> <p>(9) 市議会の招集及び市の行政一般に関すること。</p> <p>(10) 文書及び例規に関すること。</p> <p>(11) 職員に関すること。</p>

- (12) 財政に関すること。
- (13) 市有財産に関すること。
- (14) 情報施策の企画及び総合調整に関すること。
- (15) 総合教育会議に関すること。
- (16) 他の部の所管に属さないこと。

#### 危機管理室

- (1) 防災及び消防団に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。

#### まちづくり協働部

- (1) 地域振興及び地域づくりに関すること。
- (2) 地域協働及び生涯学習諸施策等に係る関係部署の連携に関すること。
- (3) 和田山地域の振興に関すること。

(4) 芸術文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

(5) 生涯学習に関すること。

(6) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

#### 市民生活部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 埋火葬の許可に関すること。
- (3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 人権に関すること。
- (8) 共同参画に関すること。

(9) 消費生活に関すること。

- (12) 財政に関すること。
- (13) 市有財産に関すること。
- (14) 行政のデジタル化に関すること。
- (15) 総合教育会議に関すること。
- (16) 他の部の所管に属さないこと。

#### 危機管理部

- (1) 防災及び消防団に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。

#### まちづくり協働部

- (1) 地域振興及び地域づくりに関すること。
- (2) 地域協働及び生涯学習諸施策等に係る関係部署の連携に関すること。
- (3) 和田山地域の振興に関すること。

(4) 移住及び定住に関すること。

(5) 芸術文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

(6) 生涯学習に関すること。

(7) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

#### 市民生活部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 埋火葬の許可に関すること。
- (3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 人権に関すること。
- (8) 共同参画に関すること。

(9) 多文化共生に関すること。

(10) 消費生活に関すること。

<p>(10) <u>ケーブルテレビ事業</u>に関する こと。</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1) 社会福祉に関する こと。</p> <p>(2) 介護保険に関する こと。</p> <p>(3) 保健及び<u>健康</u>に関する こと。</p> <p>産業振興部</p> <p>(1) 農林水産業に関する こと。</p> <p>(2) 観光に関する こと。</p> <p>(3) 商工業に関する こと。</p> <p>(4) 労働行政に関する こと。</p> <p>(5) 企業誘致及び支援に関する こと。</p> <p>都市整備部</p> <p>(1) 道路、橋梁及び河川その他土木に 関すること。</p> <p>(2) 都市計画及び地域整備に関する こと。</p> <p>(3) 建築及び市営住宅に関する こと。</p> <p>(4) 景観及び公園に関する こと。</p> <p>(5) 地籍調査に関する こと。</p> <p>(6) <u>し尿処理</u>に関する こと。</p> <p>(7) <u>浄化槽</u>に関する こと。</p>	<p>(11) <u>ケーブルテレビ事業</u>に関する こと。</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1) 社会福祉に関する こと。</p> <p>(2) 介護保険に関する こと。</p> <p>(3) 保健及び<u>健幸づくり</u>に関する こと。</p> <p>産業振興部</p> <p>(1) 農林水産業に関する こと。</p> <p>(2) 観光に関する こと。</p> <p>(3) 商工業に関する こと。</p> <p>(4) 労働行政に関する こと。</p> <p>(5) 企業誘致及び支援に関する こと。</p> <p>都市整備部</p> <p>(1) 道路、橋梁及び河川その他土木に 関すること。</p> <p>(2) 都市計画及び地域整備に関する こと。</p> <p>(3) 建築及び市営住宅に関する こと。</p> <p>(4) 景観及び公園に関する こと。</p> <p>(5) 地籍調査に関する こと。</p> <p><u>上下水道部</u></p> <p>(1) <u>し尿処理</u>に関する こと。</p> <p>(2) <u>浄化槽</u>に関する こと。</p>
---	--

**附則第2項関係 朝来市報酬等審議会条例新旧対照表**

現 行	改 正 案
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>市長公室総務課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>企画総務部総務課</u> において処理する。

**附則第3項関係 朝来市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表**

現 行	改 正 案
(庶務)	(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域医療・健康課において処理する。

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

**附則第4項関係 朝来市消防団審議会条例新旧対照表**

現 行	改 正 案
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>危機管理室</u> 防災安全課が処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>危機管理部</u> 防災安全課が処理する。

**附則第5項関係 朝来市職員の給与に関する条例新旧対照表**

現 行	改 正 案
別表第2(第8条関係)行政職給料表等級別基準職務表	別表第2(第8条関係)行政職給料表等級別基準職務表
職務の級 基準となる職務	職務の級 基準となる職務
(略)	(略)
7級	7級
1 理事の職務	1 理事の職務
2 技監の職務	2 技監の職務
3 危機管理監の職務	3 統括部長の職務
4 統括部長の職務	4 部長の職務又は部長の職務に相当する職務
5 部長の職務又は部長の職務に相当する職務	5 会計管理者の職務
6 会計管理者の職務	6 委員会等の事務局の事務局長の職務
7 委員会等の事務局の事務局長の職務	

**附則第6項関係 朝来市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表**

現 行	改 正 案
(組織) 第3条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとし、法第8条第2項の規定により管理者の権限は市長(以下「管理者」という。)が行う。 2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>都市整備部</u> を置く。	(組織) 第3条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとし、法第8条第2項の規定により管理者の権限は市長(以下「管理者」という。)が行う。 2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道部</u> を置く。



### 附則第7項関係 朝来市行財政改革推進委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>市長公室総合政策課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>企画総務部総合政策課</u> において処理する。

### 附則第8項関係 朝来市総合計画審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>市長公室総合政策課</u> において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>企画総務部総合政策課</u> において処理する。

### 附則第9項関係 朝来市下水道事業審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部上下水道課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>上下水道部上下水道課</u> において処理する。

### 附則第10項関係 朝来市水道事業審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部上下水道課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>上下水道部上下水道課</u> において処理する。

### 附則第11項関係 朝来市景観審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部都市開発課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部都市政策課</u> において処理する。

### 附則第12項関係 朝来市いじめ問題対応委員会及び朝来市いじめ問題再調査委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第11条 再調査委員会の庶務は、 <u>市長公室総務課</u> において処理する。	(庶務) 第11条 再調査委員会の庶務は、 <u>企画総務部総務課</u> において処理する。

附則第13項関係 朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第19条 審議会の庶務は、都市整備部都市開発課において処理する。	(庶務) 第19条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

附則第14項関係 朝来市公共交通会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第10条 交通会議の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。	(庶務) 第10条 交通会議の庶務は、企画総務部総合政策課において処理する。

## 令和4年度組織再編の概要

### 1 部の再編

#### ①公室、室の名称廃止

組織全体の見直しを行い、公室、室の名称を廃止し、部に統一する。

- (1) 「市長公室」を「企画総務部」に
- (2) 「危機管理室」を「危機管理部」に

#### ②「上下水道部」の新設

公営企業の事務部局に属する上下水道課の業務を都市整備部から独立させ、新たに「上下水道部」を新設する。

### 2 課の再編

#### ①「デジタル戦略課」の新設

市におけるDXの推進を図るため、「デジタル戦略課」を新設する。

#### ②「地域医療・健康課」を「健幸づくり推進課」に

地域医療・健康課が所掌する各種施策について、朝来市健幸づくり条例の理念に基づき推進していくことを明確にするため、課の名称を「健幸づくり推進課」に改める。

#### ③「都市開発課」を「都市政策課」に

開発から政策へと都市行政の性質の変容により、課の名称を「都市政策課」に改める。

#### ④農業委員会と農林振興課との連携

農業委員会が所掌する農地農政業務と農業振興との緊密な関係性、連携強化の必要性に鑑み、より効率的・効果的な事務執行体制を構築する。

#### ⑤課内室の設置

現在、係単位で所掌している事業のうち、重点的に取り組む必要がある事業について取組強化を図るため、課内室を設置する。

##### (1) あさご暮らし応援室

移住・定住施策について、市民協働施策と一体となった取組を推進するため、まちづくり協働部市民協働課に移管し、同課内に「あさご暮らし応援室」を設置する。

##### (2) 環境推進室

循環型社会や環境保全は、国のSDGsの優先施策となっており、更なる施策推進を図るため、市民課生活環境係を見直し、同課内に「環境推進室」を設置する。

### 3 事務事業の移管

#### ①交通安全事業

総合政策課から防災安全課に移管する。

#### ②多文化共生事業

現在、秘書広報課が所掌している国際化施策、国際交流施策を含む多文化共生事業について、国のSDGsの優先施策の一つである「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」の中で取組が進められていることから、人権推進課に移管する。

#### ③ふるさと寄附推進事業

現在、秘書広報課で所掌しているふるさと寄附推進事業について、さらなる返礼品の充実による地場産業の活性化や地域経済の振興を図るため、経済振興課に移管する。

令和4年度組織図(案)

(現行)



(新)

